

改正

平成26年 4 月 1 日要領第 6 号

平成28年 5 月 1 日要領第11号

岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が発注する物品の調達等の適正な執行を確保するため、有資格業者の競争入札等参加停止の措置（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品の調達等 物品等の製造の請負及び買入れ並びに業務委託（測量業務、地質調査業務及び建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を行う業務をいう。）を除く。）をいう。
- (2) 有資格業者 物品指名競争入札参加者資格等の事務処理要領（平成18年 3 月 20 日制定）第 7 条の規定により、資格者名簿に登録された者をいう。
- (3) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書（通常は専務取締役以上のものをいう。）を付した役員を含む。）をいう。
- (4) 一般役員等 有資格業者の役員、支配人、支店長又は営業所長で前号に掲げるものの以外のものをいう。
- (5) 使用人 有資格業者の常用雇用者で前 2 号に掲げるものの以外のものをいう。
- (6) 契約担当者 岩国市財務規則（平成18年規則第52号）第 2 条第 6 号に規定する契約担当者をいう。
- (7) 公共機関等 国又は地方公共団体の機関、公社、公団、財団法人、社団法人、第三セクター等をいう。

(指名停止)

第 3 条 市長は、有資格業者が別表の指名停止措置基準（以下「措置基準」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対し指名停止を行うものとする。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 4 条 有資格業者が一の事案につき措置基準の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものを指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ措置基準に定める短期の 2 倍の期間とする。ただし、当初の指名

停止の期間が1か月に満たないときは、この限りでない。

(1) 措置基準の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置基準の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 措置基準第5項から第18項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、措置基準第5項から第18項までの措置要件に該当することとなったとき（前号の場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。ただし、次条第1号に該当する場合にあっては、措置基準第8項及び第10項に定める短期を限度とする。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったとき等特別の事由があると認められるときは、措置基準の措置要件及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更できるものとする。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかであると認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第3条の規定により情状に応じて措置基準の措置要件に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、措置基準第8項又は第10項に該当したとき 当該各項に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、措置基準第8項又は第9項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合を除く。） 当該各項に定める短期に1か月を加算した期間

(3) 市又は他の公共機関等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、措置基準第10項又は第11項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。） そ

れぞれ当該各項に定める短期に 1 か月を加算した期間
(指名停止等の決定機関)

第 6 条 不当行為を行った有資格業者に対する指名停止又は指名停止の解除若しくは期間の変更の決定は、岩国市物品指名競争入札等参加者選定審査会規程（平成18年訓令第29号）により設置する岩国市物品指名競争入札等参加者選定審査会の議を経て市長が行う。
(指名停止等の通知)

第 7 条 市長は、指名停止の決定、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、当該有資格業者及び関係機関に対して、それぞれ様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号により通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
(改善措置の報告)

第 8 条 市長は、前条の規定により指名停止の通知を行う場合において、当該事案が市の物品の調達等に関するものであるときは、必要に応じて当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。
(随意契約の相手方の制限)

第 9 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次に該当すると認めた場合は、あらかじめ市長の承認を受けて随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に該当する場合
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する場合

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が物品の調達等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。
(指名停止に至らない場合の措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭による警告又は注意の喚起を行うことができる。
(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日要領第 6 号）

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 5 月 1 日要領第11号）

この要領は、平成28年 5 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係） 指名停止措置基準

措置要件	期間
(虚偽申請)	

1 物品の調達等に係る競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不適当と認められるとき。	処分決定をした日から1か月以上6か月以内
(粗雑品の納入等)	
2 物品の納品又は業務の遂行に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、若しくは粗雑に委託の履行をし、又は仕様書に定められた品質、数量若しくは事項に関し不正な行為をしたと認められるとき。	処分決定をした日から1か月以上6か月以内
(契約違反)	
3 物品の調達等に関する契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	処分決定をした日から2週間以上4か月以内
(損害及び事故)	
4 物品の調達等に関する契約の履行に当たり、次に該当することとなったとき。	処分決定をした日から
(1) 市と締結した契約の履行に当たり、公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1か月以上6か月以内
(2) 市と締結した契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4か月以内
(贈賄)	
5 代表役員等若しくは一般役員等(以下「役員等」という。)又は使用人が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
6 次に掲げる者が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴の提起があったことを知った日から
(1) 代表役員等	8か月以上24か月以内
(2) 一般役員等	6か月以上18か月以内
(3) 使用人	4か月以上12か月以内
7 次に掲げる者が、市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
(1) 代表役員等	4か月以上9か月以内
(2) 一般役員等	2か月以上6か月以内
(3) 使用人	2か月以上4か月以内
(独占禁止法違反行為)	
8 市が発注する物品の調達等に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適当であると認められるとき。	処分決定をした日から4か月以上24か月以内

9	他の機関が発注する物品の調達等に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。	処分決定をした日から2か月以上24か月以内
	(競売入札妨害又は談合)	
10	市が発注する物品の調達等に関し、役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上24か月以内
11	他の機関が発注する物品の調達等に関し、役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3か月以上24か月以内
	(暴力団排除)	
12	有資格業者、役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。	処分決定をした日から12か月以上24か月以内
13	役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。	処分決定をした日から6か月以上24か月以内
14	役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	処分決定をした日から4か月以上12か月以内
15	役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	処分決定をした日から4か月以上12か月以内
16	役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	処分決定をした日から4か月以上12か月以内
17	市と締結した物品の調達等の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。	処分決定をした日から4か月以上12か月以内
18	市と締結した物品の調達等の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与し	処分決定をした日から4か月以上12か月以内

ていると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機械等の借入れ又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	
（契約締結拒否） 19 市が発注する物品の調達等において、落札（随意契約を含む。）したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	処分決定をした日から3か月以上9か月以内
（不正又は不誠実な行為） 20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	処分決定をした日から1か月以上9か月以内
（私的行為による法令違反） 21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	処分決定をした日から1か月以上9か月以内

年 月 日

様

岩国市長 国

指名停止通知書

この度、貴 に対し、次のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は係る事態が生じることのないよう十分注意されたい。

1 指名停止の期間

2 指名停止の理由

年 月 日

様

岩国市長 国

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

1 従前の指名停止の期間

2 変更後の指名停止の期間

3 変更の理由

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

岩国市長 印

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。